

役員報酬及び費用に関する規程

特定非営利活動法人あそびとまなび研究所

(目的)

第1条 特定非営利活動法人あそびとまなび研究所（以下「当法人」という。）の定款第19条に基づく役員報酬及び費用については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第13条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員には報酬を支給することができる。ただし、定款第19条第1項で定める範囲に限る。

2 理事の報酬は、月額50万円の範囲で支給するものとし、報酬額は、総会の承認を得て決めるものとする。

3 監事の報酬は、理事会及び監事監査出席の都度、1回当たり5,000円を支給する。

(報酬の支給日及び方法)

第4条 理事の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(新たに理事となった者の月額報酬)

第5条 月の途中に理事に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、月額報酬の額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額に、その者が理事となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

(理事でなくなった者の月額報酬)

第6条 月の末日以外の日において、退職し、又は解任された理事に対して支給するその月の報酬の額は、月額報酬の額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。なお、その者が死亡したときは、その月の月額報酬は、全額を支給する。

(理事の月額報酬の支給日の特例)

第7条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(費用)

第8条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。